

一般社団法人日本睡眠学会 会員に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本睡眠学会の会員について必要な事項を定める。ただし、名誉会員の選出等については名誉会員選出細則に別に定める。

(入会)

第2条 正会員又は学生会員として入会を希望する者は、定款第9条第2項又は第10条第2項に定める入会手続きを行わなければならない。

2 賛助会員として入会を希望する者は、評議員1名の推薦を得て、所定の様式による入会の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第3条 年会費は、次に定めるとおりとする。

(1) 正会員 10,000円

(2) 学生会員 3,000円

(3) 賛助会員 1口 100,000円 1口以上

2 年会費は当該年度分を当該年度内に納入しなければならない。

(休会)

第4条 会員は、次のいずれかの理由により休会を申請することができる。

(1) 留学のため

(2) 出産及び育児並びに健康上の理由のため

(3) その他理事会が正当と認めた理由のため

2 休会期間は2年以内とし、正当な理由がある場合に限りこれを延長することができる。

3 休会を希望する会員は、所定の様式に理由及び期間を記入し休会を申請しなければならない。延長を希望する場合も同様とする。

4 休会を承認したときは、当該事業年度の終了後から休会期間を開始し、休会期間は会員の権利を停止する。

5 復会をする場合は、所定の様式により復会を申請しなければならない。

(会員の権利)

第5条 会員の権利を、次のとおり定める。

(1) 正会員、学生会員、名誉会員

①機関誌のオンライン閲覧

②学術大会等における発表の機会及び会員料金による参加

③ウェブサイト上のマイページの利用及び会員専用ページの閲覧

(2) 賛助会員

①機関誌のオンライン閲覧

②学術大会への無償参加（1口につき2名まで）

③ウェブサイト上の会員専用ページの閲覧

(細則の変更)

第6条 この細則は、理事会の決議により変更する。ただし、第3条第1項（年会費の額）の変更については評議員会の承認を得なければその効力を有しない。

この細則は、令和 4 年 11 月 12 日から施行する。

この細則は、令和 6 年 7 月 17 日から施行する。